

消臭剤仕様書

(公財) 福島県下水道公社 県北浄化センター

1 品名 消臭剤 (添加用)

2 添加概要

- (1) 消臭剤を添加する汚泥は混合汚泥とする。
- (2) 注入方法は、汚泥貯留槽 2 槽に注入ポンプより引き抜き量に比例注入する。
- (3) 添加状況は別図のとおりである。

3 納入薬品の条件

- (1) 汚泥処理棟の汚泥貯留槽及び脱水機室、搬出室において消臭効果が認められるもの。
- (2) 注入率は脱水機供給汚泥量 (重力濃縮汚泥 + 機械濃縮汚泥) に対して、汚泥温度が高温 (約 25°C) となる夏季は 500ppm (v/v) 以下、汚泥温度が中温 (約 20°C) となる春季、秋季は 400 ppm (v/v) 以下、冬季は 300 ppm (v/v) 以下であること。
- (3) 実機での消臭効果は (2) の注入率において汚泥処理棟脱水ケーキホッパー上部及び汚泥処理棟濃縮汚泥貯留槽上部での硫化水素濃度が 5ppm 以下、且つメチルメルカプタン濃度が 5ppm 以下であること。また、搬出室での脱水ケーキ搬出時に硫化水素濃度を 10ppm 以下に抑制すること。
- (4) 納入薬品の性状は下記の通りとし、機器類への腐食性・人体への有害性のないこと。また、成分表 (消臭主成分の濃度、他成分の濃度等)、製品規格書 (外観, pH, 比重) を提出すること。
 - ・主成分：塩化亜鉛 + 抗菌剤
 - ・外観：スラリー状白色液体
 - ・pH：3.0±1.0 (20°C)
 - ・比重：1.38±0.10(20°C)
 - ・塩化亜鉛含有量：35~40wt%
 - ・抗菌剤含有濃度：1.2~2.0 wt%
- (5) 消臭剤は、県北浄化センターで運転している脱水機の脱水工程に悪影響のないもの。
- (6) 消臭剤を含む汚泥の脱水分離液は、再度水処理系に返流されるので水処理に悪影響を及ぼさないもの。
- (7) 初回納入にあたっては、既納入製品との混合試験を実施すること。公社のタンク納入時に、現行品と混合した際、有毒ガスの発生や発熱、発泡、沈殿、析出等がないこと。有毒ガスの発生や発熱、発泡、沈殿、析出等の可能性がある場合には納入業者の責任によってタンク及び注入ラインの薬液洗浄を行うこと。
- (8) 県北浄化センター場外施設におけるセメント化、焼却、及び埋立処分等において消臭剤に起因する有害物質発生の無いもの。
- (9) 薬品を継続的に納入することが出来ることを示すこと。また、納入する消臭剤が過去に県内や東北地方の下水処理場で納入実績が 1 年以上あること。

4 購入予定数量

- (1) 年間購入予定数量 56,000L
- (2) 1 回の購入予定数量 4,000L

5 納入場所

〒969-1741

福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸 46 番地の 1

TEL 024-585-1601

県北浄化センター 汚泥処理棟 1F 2箇所

No.1 混合汚泥貯留槽：1 m³ タンク 3 個

No.2 混合汚泥貯留槽：1 m³ タンク 2 個

6 納入方法

- (1) 納入は県北浄化センターで指定する日とすること。ただし、土・日・祝祭日、及び年末年始等の場合は協議による。
- (2) 納入時間は原則として9時00分から16時00分までとする。
- (3) 管理棟事務室で納入に関する指示に従うこと。
- (4) 汚泥貯留槽2槽に、タンクとポンプを使用し配管すること。
(タンク5台、ポンプ2台用意します。)
- (5) 荷姿はローリーかコンテナとし、指定する場所に納品すること。
- (6) 納入時に試験成績表を提出すること。

7 品質の報告

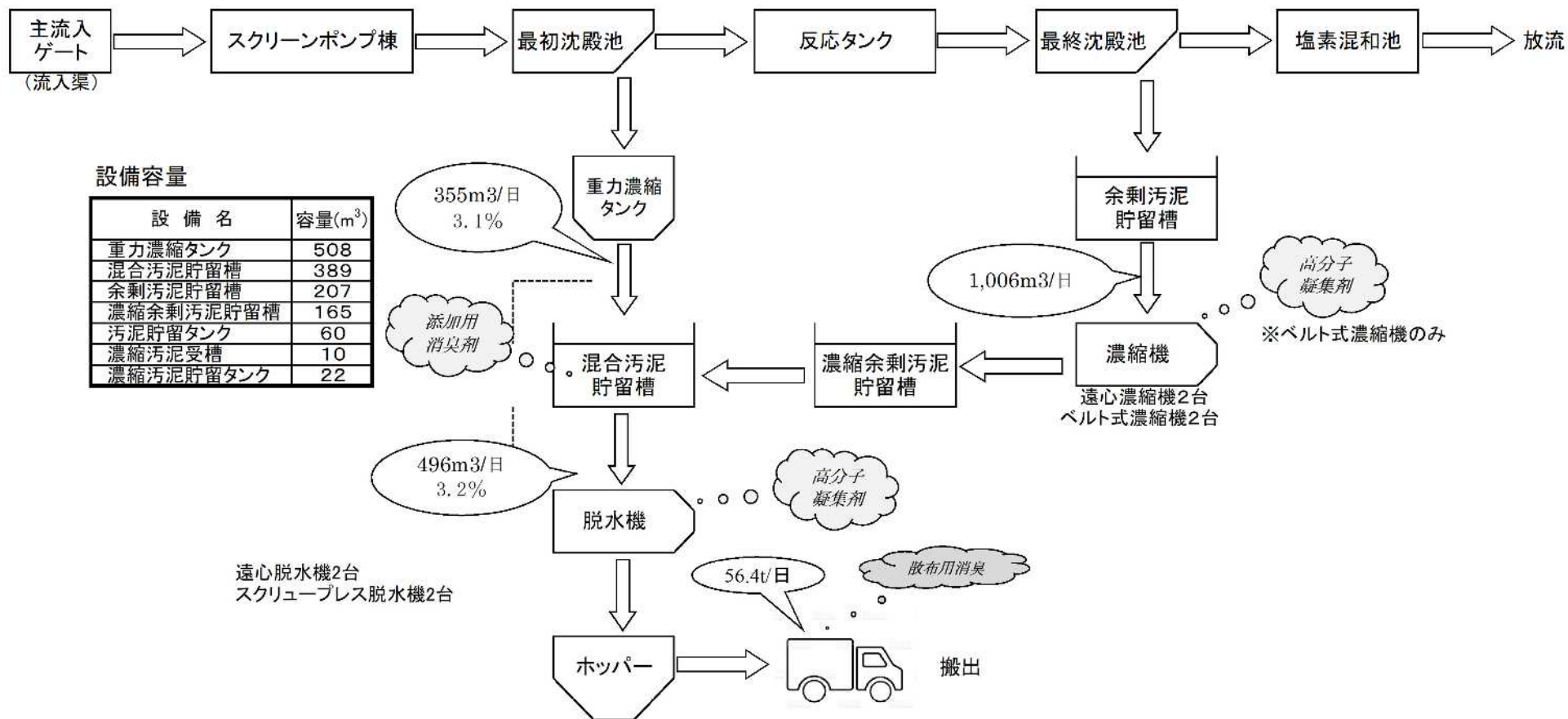
- (1) 契約後ただちに消臭剤の実機での消臭効果確認を行いその結果を報告すること。
- (2) 納入業者は、契約期間中、3か月に1回(年4回)以上、製造業者の責任の元で、臭気調査を実施し、上記納入薬品の条件及び薬剤性能が最適であることを確認し、報告書を提出すること。なお、臭気調査については下記の通り(測定1回分)行うものとする。
 - ① 測定場所：汚泥処理棟脱水ケーキホッパー上部及び汚泥処理棟濃縮汚泥貯留槽上部
測定方法：検知管式気体測定器
測定項目：硫化水素濃度が5ppm以下、且つメチルメルカプタン濃度が5ppm以下
測定期間：午前・午後にそれぞれ1回以上
 - ② 測定場所：搬出室での脱水ケーキ搬出時
測定方法：連続測定機器など
測定項目：硫化水素濃度が10ppm以下
測定期間：14日～28日間程度
- (3) (1)(2)に関する費用は納入業者が負担するものとする。
- (4) 通常の汚泥性状及び運転状況において、契約の薬品添加率では性能を満たさない状態が継続した場合、その原因および対策について、公社担当者へ速やかに報告し、承諾を得るものとする。
- (5) 消臭剤のSDSは全て提出すること。

8 品質保証、事故等の対応

- (1) 公社は、納入薬品が「3 納入薬品の条件」に適合しないと判断した場合には、同条件に適合する消臭剤の納入を指示することができる。
- (2) 納入業者は、特許権、実用新案件、意匠件、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

汚泥処理状況（令和5年12月平均）

別図



設備容量

設備名	容量(m³)
重力濃縮タンク	508
混合汚泥貯留槽	389
余剰汚泥貯留槽	207
濃縮余剰汚泥貯留槽	165
汚泥貯留タンク	60
濃縮汚泥受槽	10
濃縮汚泥貯留タンク	22

遠心脱水機2台
スクリーブレス脱水機2台

高分子凝集剤
※ベルト式濃縮機のみ